

# 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和2年10月5日(月) 午前10時00分～午前10時35分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	大野定徳	16	形山康浩
17	石岡猶一	18	山中千鶴	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	玉川隆則	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	堀内保宏	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員						
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	吉岡事務局長		富永次長		都築専門員(農政)	
		菊地係長(農地)		土居書記(農政)			
⑦	農林水産課	菊池課長		竹田課長補佐		山田主査	
⑧	会議の内容	議案第59号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第60号	農地転用事業計画変更申請について				
		議案第61号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第62号	非農地証明について				
		議案第63号	農業振興地域整備計画の変更について				
		議案第64号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長） 只今から令和2年第10回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、幸野会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、幸野会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。  
本日の出席委員は、農業委員19名中19名、推進委員20名中20名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。  
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員に、7番 菊池啓二委員、8番 森岡芳文委員を指名いたします。  
次に、日程第2、書記の指名を行います。  
本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。  
それでは、日程第3、議案審議に入ります。  
まず、議案第59号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係） 失礼いたします。  
議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。  
議案書1ページをご覧ください。  
1番、2番関連案件です。  
1番、西大洲字セキヤの土地、樹園地3筆・1、274㎡は3年間の使用貸借権の設定です。  
所有権移転後も、引き続き、果樹の栽培を行います。  
2番、同じく西大洲字セキヤ外の土地、田2筆・1、149㎡及び畑4筆・720.30㎡は売買による所有権移転です。  
所有権移転後も、引き続き、水稻及び季節野菜等の栽培を行います。  
農業は、いずれも譲受人家族が年間を通して従事します。  
3番、成能字平石の土地、畑1筆・62㎡も売買による所有権移転です。  
所有権移転後は、季節野菜の栽培を行う予定です。  
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。  
4番、新谷の土地、田2筆・1、826㎡も売買による所有権移転です。  
所有権移転後も、引き続き、水稻の栽培を行います。  
農業は、譲受人家族が必要な期間において従事します。  
5番、河辺町植松の土地、樹園地1筆・653㎡は贈与による所有権の移転です。  
所有権移転後も、引き続き、果樹の栽培を行います。  
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。  
以上、5件のご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。

1番

失礼いたします。

1番、2番 関連案件ですので、併せて説明します。

議案説明資料1ページ及び2ページを参考にしてください。

申請は姉妹の共同名義になります。

新規に農地を取得するため、1番案件は3年間の使用貸借権の設定、2番案件は売買による所有権移転となります。

申請地は、いくつかの点に点在していますが、市立病院の近くにある譲受人の自宅からおおよそ300メートルの範囲内にある農地になります。

譲受人は、初めて農業経営を開始しますが、提出された『新規営農計画書』には両親の協力を受けながら、自家消費用の農作物を栽培したいとのことで、取得面積もそれほど大規模でないため、特に問題はないものと考えます。また、今後の経営状態も見ていきたいと思っています。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことを確認しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。では、3番お願いします。

15番

失礼いたします。

それでは3番案件のご説明をいたします。議案説明資料3ページも参考にしてください。

3番案件は、売買による所有権の移転になります。

申請地は、大川公民館から北西に約500メートル、譲受人の自宅に隣接する畑1筆になります。現在は管理耕作状態ですが、今後は夫婦で季節の野菜を栽培される予定になっています。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。4番、お願いします。

20番

失礼いたします。

4番案件について、ご説明いたします。議案説明資料4ページをご覧ください。

4番案件についても、売買での所有権移転となります。

申請地は、新谷公民館から東に約1.3kmにある田・2筆になります。現在は申請人の間において使用貸借権が設定されていますが、今回売買の話がまとまったことから、使用貸借権を解約し、申請地を購入するものです。

農業は、夫婦で必要な期間従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はあ

りません。  
以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 (会長) はい。続いて、5番。

26番 5番案件について、ご説明いたします。議案説明資料5ページをご覧ください。  
贈与での所有権になります。  
申請地は、大洲市役所河辺支所の北東約800mにある樹園地・1筆になります。譲渡人が市外在住であり、農地等の管理が難しいため、地元の有志に譲り渡すものです。  
譲受人は、夫婦で年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。  
調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。  
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 (会長) 只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委 員 (質疑なし)

議 長 (会長) 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 (会長) ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。  
次に、議案第60号『農地転用事業計画変更申請について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 (次長) 失礼いたします。  
議案第60号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。  
議案書2ページ、ならびに別紙「議案説明資料」6ページから9ページまでを、併せてご覧ください。  
1番新谷の土地、330㎡の案件は、令和元年9月18日付けで転用許可となっている案件です。  
当初は、デイサービス施設の駐車場として利用する計画であったが、隣接農地と一体として居住型の介護施設の建築をすることに転用の目的を変更するものです。  
農地区分は、大洲市中心部から北東に約5.8kmのところの位置し、おおむね500m以内に新谷連絡所が存する区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しております。  
したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願ひいたします。

なお、隣接農地に係る農地法第5条の許可申請につきましては、この後ご審議いただく議案の中にあげております。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番お願いします。

19番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の6ページから9ページを、参考にしてください。

申請地は8ページの位置図のとおり、JR新谷駅から、北西へ約500mに位置する農地です。

本件は事務局報告のとおり、昨年9月に転用が許可されていた案件です。

変更内容は、当初は申請地の東側に位置する、デイサービス施設の駐車場として利用する計画であったが、申請地と、その西側に位置する土地に、新規に居住型の介護施設を建築し、事業を行うというものです。

立地基準・一般基準につきましては、議案説明資料に記載のとおり、当初の計画と変更はなく、特に問題はないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、計画変更はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を変更承認相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案を変更承認相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第61号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第61号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ、ならびに別紙「議案説明資料」10ページから17ページまでを、併せてご覧ください。

1番新谷の土地、621㎡の案件は、先ほどご審議いただきました計画変更の申請地に隣接する農地で、隣接地と一体として、居住型の介護施設を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約5.8kmのところ

とから、第2種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番東大洲の土地、2,831㎡の案件は、譲受人が、旧大洲市での作業現場が増え、長浜に現在ある資材置場からの資材運搬では現場が遠く、事業に支障をきたしているため、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約3.4kmのところのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（工業地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今事務局より説明がありました。まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番、お願いします。

19番

失礼します。

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の10ページから13ページを、参考にしてください。

申請地は12ページの位置図のとおり、JR新谷駅から、北西へ約500mに位置する農地です。

まず立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、13ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは譲渡人の農地であり、特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、始末書が提出され本人も反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、2番お願いします。

3番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の14ページから17ページを、参考にしてください。

申請地は16ページの位置図のとおり、自動車道の東大洲インターチェンジから、南西へ約500mに位置する農地です。

まず立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、17ページの地番地目図のとおり、隣接農地はありませんので、特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可

相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今地元委員さんから説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議無いものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第62号『非農地証明について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第62号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ、ならびに別紙「議案説明資料」18ページから23ページまでを併せてご覧ください。

1番、肱川町予子林の土地、6筆合計3,706㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地を平成6年頃から耕作管理が出来なくなり、その後20年以上耕作を放棄、また、昭和50年頃に桧を植林したため、現在は農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。

以上、1件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。

35番

失礼します。

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の18ページから23ページを、参考にしてください。

申請地は20ページの位置図のとおり、予子林自治センターから、南東へ約600m以内3箇所位置する農地です。

申請によりますと、申請地を平成6年頃から20年以上耕作を放棄、または昭和50年頃に桧を植林し、農地への復旧は著しく困難との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも耕作放棄後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われま。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)	地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。 次に、議案第63号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局 (農地係長)	失礼いたします。 議案第63号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。 議案書5ページをご覧ください。今回は、農用地区域への編入1件でございます。 1番、戒川の土地1筆、750㎡の案件は、中山間地域等直接支払制度対象農地周辺に存在する優良農地であり、隣接する農地と一体的に生産の振興と農地の保全を図るため編入をするものでございます。 なお、登記簿地目は田ですが、現況は畑となっております。 以上1件です。ご審議のほど、お願いいたします。
議 長 (会長)	ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特にご質疑も無いようですので、原案のとおり農用地区域へ編入することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることに致します。 次に、議案第64号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局 (専門員兼農政係)	失礼します。 議案第64号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。 議案書の6ページをご覧ください。 今月は新規案件が無く、再設定の案件のみですので、議案書の確認をお願いいたします。 概要については、利用権設定・件筆数、2件・3筆、利用権設定総面積、1,871㎡。 いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして



いるものと思われます。  
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長） 只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員 (質疑なし)

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることいたします。